

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用する診療所について

1 制度の趣旨

診療所の一般病床の設置または増床を行う場合、厚生労働省令で定める場合を除いて、都道府県知事の許可を要し、あわせて基準病床数による制限を受けている。

一方、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、保健医療計画に記載された場合は、許可を要せず、届出により病床を設置することができることとされている。

2 本県における取り扱い（平成 25 年 11 月 28 日改定）

今後、高齢化の進行等に伴い、医療・介護の需要が増加し、多様化することが見込まれる中で、地域医療に重要な役割を果たしている有床診療所の設置を促進し、地域医療の充実を図るため、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、許可を受けずに一般病床の設置等が可能な診療所について、以下のとおり取り扱う。

(1) 許可を受けずに一般病床の設置又は増床ができる診療所の類型

- ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると認められる診療所

(2) 病床の設置等に係る手続き

上記(1)に該当し、病床の設置等を希望する診療所については、地元医師会、市町及び圏域健康福祉推進協議会等において、地域において特に必要とされる有床診療所として意見を得た上で、医療審議会において、審議を行う。

審議の結果、病床設置等が適当と判断された診療所については、兵庫県保健医療計画にその名称及び所在地を記載する。

3 審議の対象となる診療所

上記の規定に基づき、届出のあった診療所は以下のとおり。

圏域名	診療所名	所在地	新設/増床の別	医療法施行規則における種別
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西 5 丁目 1-3	新設	周産期 (第 3 号)

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定を適用する
診療所について

診療所名称	もりもと産婦人科クリニック	
診療所所在地	兵庫県神戸市垂水区舞多間西5丁目1-3	
開設者	森本 規之	
管理者	森本 規之	
診療科目	産婦人科	
医療法施行規則の種別	周産期（施行規則第1条の14第7項第3号）	
病床数	新設・増床の別	新設
	設置・増床予定年月日	兵庫県保健医療計画記載後すぐ
	今回設置する病床数	15床
	既設置の病床数	0床（一般病床0床 療養病床0床）
病床設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・設置予定地周辺は住宅地開発が進み、若年世帯の増加が顕著である。今後、分娩数の増加が見込まれ、分娩を扱う有床診療所の必要性が高い。 	
設置病床数の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・年間500件、月間40件程度の分娩数を見込んでいる。経膈分娩では平均在院日数は7日（分娩まで2日、分娩後5日の入院）、帝王切開分娩では平均在院日数は8日（術前2日、術後6日の入院）と想定している。前期破水の管理入院や誘発分娩を含め、平均在院日数は8日程度と想定している。 ・月間分娩数40件、平均在院日数8日とすると、10床が最低必要となるが、分娩は重なることも多いため、12床程度が必要である。また、悪阻、切迫流産、切迫早産の管理のため、3床必要である。 	
圏域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・5Km圏内で年間3,500件程度の分娩が見込まれるが、設置予定である垂水区内で分娩を取り扱っているのは神戸掖済会病院のみであり、設置予定地周辺の住民は他地域で分娩している。 	
関係機関との連携の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中程度のリスクのある患者は神戸医療センター、西神戸医療センターへ外来紹介又は母体・新生児搬送を、高度のリスクのある患者は神戸大学医学部附属病院へ外来紹介又は母体・新生児搬送を行う。各病院に既に依頼し、了承を受けている。 ・以上の病院が受け入れ困難な場合は、兵庫県立こども病院、神戸市立医療センター中央市民病院、済生会兵庫県病院へ母体・新生児搬送を依頼する。 	
地元医師会、市町、圏域協議会等の意見	(別添のとおり)	

医 発 第216号

平成28年 3月 2日

神戸市保健福祉局健康部
地域医療課長様

垂水区 医師会

会長 数岡一吉



診療所病床設置の事前協議について

もりもと産婦人科クリニック(神戸垂水区舞多間西5丁目1-3)
(15床)

にかかる病床設置の事前協議について、承認します。



平成 28 年 4 月 13 日

兵庫県健康福祉部健康局医務課長 様

神戸市保健医療審議会医療専門分科会
(旧保健医療連絡協議専門分科会)
分科会長 藤 澤 正 人

意 見 書

「もりもと産婦人科クリニックの病床設置に対する意見」について、次のとおり、当専門分科会の意見として提出いたします。

記

- ① 病床設置について、承認します。
- ② 有床診療所として運営するにあたり、医師、看護師、助産師等スタッフの十分な確保を図るとともに、設備構造面についても医療安全及び感染対策について十分に配慮されたい。
- ③ 周辺の医療機関等と連携を図るとともに、緊急時の応援体制の確保に努められたい。

以上



神保健地医第 850 号
平成 28 年 4 月 13 日

兵庫県健康福祉部健康局医務課長 様

神戸市保健福祉局健康部長 廣瀬 万希子

意 見 書

「もりもと産婦人科クリニックの病床設置に対する意見」について、次のとおり、本市の意見として提出いたします。

記

病床設置について、承認します。

なお、病床設置にあたっては、医師・看護師等スタッフの十分な確保を図るとともに、医療安全について十分に配慮し、地域の周産期医療体制の充実に努めていただきたい。

以上

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号に該当する 診療所の病床設置に係る規程について

○医療法（抄）

第七条

- 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行規則（抄）

第1条の14

- 7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第30条の4第1項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に『医療計画』という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - (2) へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

○保健医療計画（抄）

<許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所>

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに掲載するものとする。